

# 会 議 録 目 次

平成14年第6回海田町議会12月定例会（第3日目）

平成14年12月10日（火）午前9時00分開議

日程第1	第49号議案	平成14年度海田町一般会計補正予算（第3号）……………	4
日程第2	第50号議案	平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 （第2号）……………	2 1
日程第3	第51号議案	平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2号）……………	2 2
日程第4	第52号議案	平成14年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2 号）……………	2 4
日程第5	第53号議案	平成14年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）…	2 7
日程第6	同意第6号	教育委員会委員の任命の同意について……………	2 9
日程第7	発議第6号	海田町議会議員定数条例の制定について……………	3 0
日程第8	発議第7号	海田町議会議員定数条例の制定について……………	3 3
日程第9	発議第8号	建築設備工事の分離発注を求める決議案……………	3 3
日程第10	請願第1号	合併について住民投票条例の制定を求める請願……………	3 4
追加日程第1	発議第9号	海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制 定について……………	4 1
		（閉 会）……………	4 2



15番 田 中 千 代

16番 佐 中 十 九 昭

17番 中 岡 長 一

18番 国 岡 光 明

19番 加 藤 公

20番 河 野 道 昭

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町 長	加 藤 天
助 役	松 岡 修 士
収 入 役	正 木 洋
企 画 部 長	中 野 潔
総 務 部 長	上 條 正 弘
福 祉 保 健 部 長	富 田 征
建 設 部 長	池 乃 本 和 弘
参 事 (広域行政担当)	佐 藤 隆
参 事 (福祉保健担当)	因 幡 忠 志
企 画 課 長	永 海 房 雄
財 政 課 長	内 田 和 彦
総 務 課 長	久 保 伸 一
地 域 振 興 課 長	植 野 敏 彦
税 務 課 長	畝 光 美
住 民 課 長	上 村 直 樹
福 祉 課 長	貝 原 陽 子
高 齢 福 祉 課 長	青 木 基 秀
保 健 セ ン タ ー 所 長	臼 井 真
監 理 課 長	因 幡 貞 男
建 設 課 長	児 玉 正 克
都 市 整 備 課 長	朝 倉 登 司 雄
教 育 長	李 木 義 夫

教 育 部 長 山 本 義 彦  
学 校 教 育 課 長 河 原 毅  
社 会 教 育 課 長 佐 々 木 正 子  
上 下 水 道 部 長 木 原 正 博  
庶 務 課 長 新 浜 憲 治  
下 水 道 課 長 榎 根 君 夫

~~~~~○~~~~~

9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 園 山 純  
主 査 中 下 義 博  
主 査 辻 千 奈 美

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程 (第 3 号)

- 日程第 1 第49号議案 平成14年度海田町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 第50号議案 平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 第51号議案 平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 4 第52号議案 平成14年度海田町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 5 第53号議案 平成14年度海田町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 6 同意第 6 号 教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第 7 発議第 6 号 海田町議会議員定数条例の制定について
- 日程第 8 発議第 7 号 海田町議会議員定数条例の制定について
- 日程第 9 発議第 8 号 建築設備工事の分離発注を求める決議案
- 日程第10 請願第 1 号 合併について住民投票条例の制定を求める請願
- 追加日程第 1 発第 9 号 海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長 (河野) 皆さん、おはようございます。本日はご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は20名でございます。定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第10に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野） 日程第1、第49号議案平成14年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤） 皆さん、おはようございます。引き続きまして大変ご苦勞をおかけします。よろしく申し上げます。

第49号議案平成14年度海田町一般会計補正予算（第3号）。平成14年度海田町一般会計補正予算（第3号）は、町道町道8号線道路改良工事その3に伴う経費等の増額、事業完了に伴う残額の整理等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ5,076万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億1,937万6,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（河野） 財政課長。

○財政課長（内田） それでは、平成14年度海田町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料10の平成14年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明をいたします。資料10でございます。なお、給与改定等の実施に伴う人件費関係の補正につきましては後ほど総務課長が一括してご説明いたします。

それでは、まず6ページをお開きください。議会費の議会費の議会費の需用費につきましては、「議会だより」の印刷製本費の入札残108万5,000円を減額するものでございます。総務費の総務管理費の一般管理費の工事請負費につきましては、役場の駐輪場を移したことによる駐輪場整備工事費として100万円を増額するものでございます。

7ページに移りまして、文書広報費の需用費でございますが、「広報かいた」の印刷製本費の入札残350万円を減額するものでございます。委託料につきましては、防災行政無線施設定期点検委託料の入札執行残63万6,000円を減額するものでございます。財産管理費の委託料でございますが、法定外公共物等譲与申請事務調査委託料の入札執行残200万円を減額するものでございます。交通安全対策費につきましては、歳入の海田市駅自転車等駐車場使用料の増額補正に伴う財源振替でございます。徴税費の賦課徴収費の報償費でございますが、町税前納報奨金が確定したことにより166万5,000円を減額するも

のでございます。

9ページに移りまして、民生費の社会福祉費の老人福祉費の委託料でございますが、利用者の減少による高齢者短期入所運営事業委託料の26万2,000円の減額、利用者の減少によるあんしん電話設置事業委託料の27万円の減額、参加者の減少によるいきいきデーサービス事業委託料の56万3,000円の減額、利用者の増加による配食サービス事業委託料の73万4,000円の増額、利用者の減少による在宅介護支援センター運営事業委託料の142万5,000円の減額、利用者の減少によるひとり暮らし老人家事援助サービス提供事業委託料の49万4,000円の減額、老人保健福祉計画・介護保険事業計画見直業務委託料の入札執行残の21万1,000円の減額を合わせた249万2,000円を減額するものでございます。扶助費につきましては、額の確定による敬老祝金の5万円の減額と対象者の減少によるねたきり老人見舞金の13万2,000円の減額。

10ページをお開きください。利用者の減少による家族介護用品支給費の51万4,000円の減額を合わせた69万6,000円を減額するものでございます。繰出金につきましては、要介護認定調査項目追加及び介護報酬の単価見直しに伴うシステム変更により介護保険特別会計に対する一般会計からの繰出金を200万5,000円増額するものでございます。

老人福祉センター費の委託料につきましては、(仮称)海田町福祉センター実設計委託料の入札執行残625万円を減額するものでございます。

心身障害者福祉費の委託料でございますが、平成15年4月から障害者福祉サービスが措置制度から支援費制度に移行することに伴い、支援費支払代行事務委託料79万8,000円を増額するものでございます。

次に、国民健康保険事務費の繰出金につきましては、出産件数の増加により、国民健康保険特別会計に対する一般会計からの繰出金を280万円増額するものでございます。

民生費の児童福祉費の保育所費の賃金につきましては、保育所入所者の増加に対応するため臨時職員賃金を1,455万6,000円増額するものでございます。

児童措置費の扶助費でございますが、児童手当受給者の増減により、被用者を10万5,000円減額し、非被用者を78万5,000円、特例給付を23万円増額するものでございます。

13ページをお願いいたします。13ページの衛生費の清掃費の塵芥処理費の需用費でございますが、8月から安芸クリーンセンターへ可燃ゴミの一部を試験的に搬入し始めたことにより、環境センターで使用する公害対策薬剤の使用量が減少したことにより消耗品費を230万円減額するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、資源

物売払いの増加により各自治会に配分する資源物回収奨励金を496万3,000円増額するものでございます。

15ページをお願いいたします。15ページに移りまして、土木費の道路橋りょう費の道路新設改良費の工事請負費でございますが、町道6号線道路改良工事入札執行残の減額と、用地交渉がまとまったことによる町道6号線道路改良工事その4の増額と、国の補助金の追加配分により町道8号線道路改良事業のうち翌年度に実施予定だった東2丁目地内の唐谷川を横断する橋梁の橋台部分の整備を前倒しして実施する町道8号線道路改良工事その3の増額を合わせて工事請負費を6,480万円増額するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、広島県が施行している県道矢野海田線の今年度施行分が減少したことにより、県道矢野海田線道路改良事業負担金を800万円減額するものでございます。補償補填及び賠償金につきましては、工事請負費に計上した町道8号線道路改良工事その3に伴い、水道管移設補償費を150万円増額するものでございます。

次に、都市計画費の都市計画総務費の負担金補助及び交付金につきましては、連続立体交差事業負担金の県と町との負担割合が、これまでの地方負担額の1対1から、全体事業費の15分の2に縮小されたことにより、2,580万円を減額するものでございます。

16ページをお願いします。16ページに移りまして、街路事業費の委託料につきましては、中店小学校線及び新開蟹原線道路物件調査業務委託料の執行残を700万円減額するものでございます。工事請負費につきましては、中店小学校線及び新開蟹原線道路改良工事の入札執行残を1,600万円減額するものでございます。公有財産購入費につきましては新開蟹原線道路改良工事に係る用地交渉がまとまったことにより300万円を増額するものでございます。補償補填及び賠償金につきましては、公有財産購入費に計上いたしました新開蟹原線道路改良工事に伴う用地購入費の物件移転補償費を850万円増額するものでございます。

17ページに移りまして、公園費の委託料につきましては、9月補正に詳細設計業務委託料を計上いたしました海田総合公園（仮称）第2駐車場整備に伴う物件調査業務と不動産鑑定業務の委託料180万円を増額するものでございます。工事請負費につきましては海田総合公園整備工事の入札執行残を1,000万円減額するものでございます。

次に、河川費の砂防費の委託料でございますが、急傾斜地崩壊対策事業に伴う測量設計業務委託料及び地質調査業務委託料の入札執行残を268万2,000円減額するものでございます。工事請負費につきましては、急傾斜地崩壊対策事業の入札執行残を1,500万円

減額するものでございます。

18ページをお開きください。消防費の消防費の非常備消防費の報償費でございますが、消防団員の退団が3名ありましたので、退職報償金82万円を増額するものでございます。

消防施設費の工事請負費でございますが、石原と西浜の消防庫建替工事及び昭和中町消防庫新設工事の入札執行残150万3,000円を減額するものでございます。

次に、19ページに移りまして、小学校費の学校管理費の委託料につきましては、海田東小学校本館改築事業基本設計業務委託、海田西小学校A棟・B棟・体育館耐震診断調査業務委託、海田南小学校1号館・体育館耐震診断調査業務委託などの委託料の執行残を合わせて346万1,000円を減額するものでございます。工事請負費につきましては、海田東小学校、海田西小学校、海田南小学校の工事請負費の入札執行残合わせて233万9,000円減額するものでございます。

次に、教育振興費の使用料及び賃借料でございますが、平成14年度に導入した海田小学校の教育用コンピューター借上料の執行残を89万円減額するものでございます。

20ページをお開きください。中学校費の学校管理費の賃金につきましては、障害児介助員が必要なくなったことにより、臨時職員賃金を180万円減額するものでございます。委託料につきましては、海田中学校北校舎・中校舎改築事業基本実施設計業務委託料の入札執行残を735万2,000円減額するものでございます。工事請負費につきましては海田西中学校分の入札執行残を140万3,000円減額するものでございます。

21ページに移りまして、社会教育費のふるさと館費の委託料につきましては、出崎森神社の火ともし祭、獅子舞、頂載の3行事のうち、保存団体の都合により火ともし祭、獅子舞の2行事が記録できなかったことによる伝統行事記録映像制作委託料の執行残を271万5,000円を減額するものでございます。

22ページをお願いいたします。22ページでございますけれども、保健体育施設費の委託料でございますが、(仮称)スポーツセンター基本設計業務委託料の入札執行残を840万9,000円減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。まず、地方特例交付金でございますが、交付額の決定による当初予算額との差額の851万3,000円を減額するものでございます。

地方交付税の普通交付税でございますが、同じく交付額の決定による当初予算額との差額の8,776万3,000円を増額するものでございます。

分担金及び負担金の負担金の民生費負担金の児童福祉費負担金でございますが、歳出でご説明いたしましたように保育所入所人員が増加したことによる保育所保護者負担金を838万9,000円増額するものでございます。土木費の河川費負担金でございますが、歳出でご説明いたしましたように、急傾斜地崩壊対策事業費の減額により急傾斜地崩壊対策事業個人負担金を375万円減額するものでございます。

使用料及び手数料の使用料の総務使用料の行政財産使用料でございますが、海田市駅自転車等駐車場利用者の増加に伴い使用料を373万円増額するものでございます。

2 ページをお願いします。国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金の児童福祉費負担金でございますが、歳出でご説明いたしましたように、保育所入所人員の増加により、保育所運営費負担金を300万円増額するものでございます。被用者児童手当負担金につきましては、歳出でご説明いたしましたように、受給者の減少により186万3,000円を減額するものでございます。非被用者児童手当負担金につきましても、同様の理由により33万6,000円を減額するものでございます。特例給付負担金につきましても、同様の理由で58万円を減額するものでございます。被用者就学前特例給付負担金につきましては、歳出でご説明いたしましたように受給者の増加により185万円を増額するものでございます。非被用者就学前特例給付負担につきましても、同様の理由により86万円を増額するものでございます。

国庫補助金の土木費国庫補助金の道路新設改良費補助金でございますが、歳出でご説明いたしましたように国の補助金の追加配分により前倒しして実施する町道8号線道路改良工事その3の国庫補助金1,450万円を増額するものでございます。

3 ページに移りまして、県支出金の県負担金の民生費負担金の児童福祉費負担金でございますが、国庫負担金でご説明いたしましたように、保育所入所人員の増加により保育所運営費負担金を150万円増額するものでございます。被用者児童手当負担金につきましては、国庫負担金でご説明しましたように10万4,000円を減額するものでございます。非被用者児童手当負担金につきましても、8万4,000円を減額するものでございます。被用者就学前特例給付負担金につきましても、46万2,000円を増額するものでございます。非被用者就学前特例給付金につきましても、21万5,000円を増額するものでございます。

次に、県補助金の民生費補助金の社会福祉費補助金のうち、在宅福祉事業補助金につきましては、歳出でご説明しましたように高齢者短期入所運営事業といきいきデイサービス事業の減少、配食サービスの増加、在宅介護支援センター運営事業の減少による介

護予防・生活支援事業の113万6,000円の減額と、あんしん電話設置事業の減少による緊急通報体制等整備事業の20万3,000円の減額、家族介護用品支給の減少による家族介護支援事業の38万5,000円の減額でございます。トータルケア推進交付金につきましても、歳出でご説明いたしましたようにひとり暮らし老人家事援助サービス提供事業の減少による24万7,000円を減額するもので、在宅福祉事業補助金とトータルケア推進交付金合わせて197万1,000円を減額するものでございます。

土木費補助金の砂防費補助金でございますが、歳出でご説明いたしましたように急傾斜地崩壊対策事業費の減少により急傾斜地崩壊対策事業費補助金を562万円減額するものでございます。

4 ページに移りまして、繰入金の基金繰入金の財政調整基金繰入金でございますが、給与改定による人件費の減少や工事請負費などの入札執行残の整理により1億6,956万7,000円を減額するものでございます。

諸収入の雑入の消防団退職報償金受入金でございますが、歳出でご説明いたしましたように消防団員の3名退団により82万円を増額するものでございます。雑入の雑入につきましても、歳出でご説明いたしました資源物売り払いの増加による751万1,000円の増額と、道路管理瑕疵による損害賠償金に対する保険金の2万1,000円の増加をして753万2,000円を増額するものでございます。

町債の民生債の福祉施設整備事業債でございますが、歳出でご説明いたしましたように(仮称)海田町福祉センター実設計委託料の減額により460万円を減額するものでございます。

土木債の道路整備事業債でございますが、歳出でご説明いたしましたように町道6号線道路改良工事その4の追加による520万円の増額、町道8、9号線道路改良工事その3の追加による2,740万円の増額、中店小学校線道路改良事業費の減少による540万円の減額、新開蟹原線道路改良事業費の減少による500万円の減額を合わせた2,220万円を増額するものでございます。公園整備事業債につきましても、歳出でご説明いたしましたように海田総合公園(仮称)第2駐車場整備事業の増額と海田総合公園整備工事の入札執行残による減額を合わせて660万円を減額するものでございます。

以上で、事項別明細書による項目ごとの説明を終わります。

次に、第49号議案により議案のご説明をいたします。49号議案の方、ご準備お願いします。

歳入歳出予算の補正でございますが、先にご説明いたしました各項目を合計しますと、歳入歳出それぞれ5,076万7,000円の減額となり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87億1,937万6,00円となります。

次に、繰越明許費の補正についてご説明いたします。

議案の6ページ、第2表繰越明許費をお開きください。町道8号線道路改良事業でございますが、国の補助金の追加配分により翌年度に実施予定の事業を前倒しで実施する予算を今補正に計上させていただいておりますが、年度内の事業執行が困難であると認められるため、繰越明許費の手続きを行うもので、その金額は6,400万円でございます。

次に、債務負担行為の補正についてご説明いたします。議案の7ページ、第3表債務負担行為補正をお開きください。ここにお示ししておりますように、5件の債務負担行為を追加しております。はじめに、英語指導助手派遣業務委託に係る額でございますが、平成15年度当初から事業を実施していくためには、受託者において優れた指導助手を確保するために募集から採用までに約3カ月を要することから、今年中に契約を締結する必要がありますので、債務負担行為を設定するものでございます。また、残りの4件につきましては、各小学校給食調理業務委託に係る額でございます。この業務委託につきましても、年度当初から給食を実施するためには、受託者において相当な準備期間が必要でございますので、1月には契約を締結する予定にしており、そのために債務負担行為を設定するものでございます。

次に、地方債の補正についてご説明をいたします。議案の8ページをお開きください。ここにお示ししておりますように、6件の変更を計上しております。内容につきましては、歳入のところでご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上で、平成14年度一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

引き続き、総務課長から人件費についてのご説明をいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、続きまして、資料10の23ページをお願いいたします。

一般会計におけます給与費明細書により説明をいたします。最初に1の特別職についてでございますが、この表は長等や議員及びその他の特別職の明細を掲げてございます。報酬、給料につきましては改定がございませんので、改定前、改定後の比較でゼロとなっております。次に、期末手当でございますが、昨日、給与条例等の改正でご説明申し上げましたように、期末手当の引き下げがございますので、比較で長等44万5,000円、議

員31万円の計75万5,000円の減額でございます。共済費につきましては、期末手当引き下げの関係で長等が1,000円の減額となっており、合計で75万6,000円の減額となります。

24ページをお願いいたします。2の(1)の一般職の総括でございますが、給料につきましては445万円の減額、これは給与改定に伴う増減分でございます。次に、職員手当等でございますが、1,536万3,000円の減となっております。この主なものは給与改定に伴う期末手当の増減分と人事異動に伴う増減分でございます。給与費の計で1,981万3,000円の減額でございます。この職員手当等の内訳でございますが、下の表にそれぞれ費目ごとに比較しておりますので、ご参照いただければと思います。次に共済費でございますが、414万6,000円の減で、これにつきましても給与改定に伴うものでございます。合計で2,395万9,000円の減額となっております。

次のページ、(2)給料及び職員手当等の増減の明細でございますが、給料、職員手当等とも、先ほどご説明させていただいたとおりでございますが、職員手当等の明細は、給与改定に伴う減額が1,449万8,000円で、人事異動に伴う減額分が86万5,000円でございます。備考欄に手当受給者数をそれぞれ挙げておりますので、ご参照いただければと思います。下の表の(3)給料及び職員手当の職員1人当たりの給与、また次のページに級別職員数、級別の標準的な職務内容等を示しておりますので、ご覧いただけたらと思います。以上で、給与関係の説明を終わります。

○議長(河野)以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本君。

○10番(崎本)資料10の17ページ、急傾斜地対策事業に対する執行残の1,500万、ちょっとこれ、1カ所ですか。そこ、教えてください。

○議長(河野)建設課長。

○建設課長(児玉)1カ所、その2工事で1,500万の減額が生じています。

○議長(河野)ほかにございませんか。佐中君。

○16番(佐中)1つは、7ページで文書広報費で350万減額をされておりますが、町長の行政報告等、これからの合併問題について、各家庭に、小冊子か何か知りませんが、冊子を全世帯に配布をするという方針でありますけれども、ここの350万減額をして、それが本当に執行できるのかどうか心配なので、その点をお伺いします。

あわせて、15ページの連続立交の負担金の減額2,580万とありますが、当初予算で説明があったんだろうと思いますけれども、私、よく記憶しておりません。それで、この二

千幾らかのお金はどこの部分が減額されたのか。県との負担割合が2分の1とかいうような説明、今いただきましたけれども、実際、連続立交にかかわって私が記憶しているのは69億、町が負担をすると。側道の部分を合わせると88億というふうに記憶をしておるんですけれども、その点、どこの分でどうなって減額になっているのか、お答えを願いたいと思います。

もう1つは、財調で減額がかなりされておりますが、11月末の段階でどのぐらい残高があるのか、お答え願いたい。以上です。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）まず、文書広報費の減額補正でございますが、これはあくまでも広報の発行に係る費用でございます、今ご指摘の合併に係る冊子等は企画費の中で予算措置がしておりますので、大丈夫でございます。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）連続立体交差事業に係る負担金の減でございます。したがって、側道、3路線ございますが、詳しく申し上げますと、側道の青崎中店線、海田瀬野線、上市石原線、この3路線は国庫補助事業でございますので、県の負担金条例に基づきまして15分の1の負担、それから、大正矢野線、呉線の側道になります、この部分は単独県費でございますので10分の1の負担、それと、ご質問の連続立体交差事業については、従前は、全体を100としますと、JRが5、残りの半分を国の負担、残りの半分を県と町の1対1の負担で負担しておりました。それを6月の県議会の方で訂正が行われまして、全体事業費の100の15分の2でございます。ですから、従前の負担割合と比較したらどうなるかという話をしますと、1対1であったものが、約ですけれども1対2.56、2対1よりは大きい、3対1よりは少ないと。2.56対1ぐらいの割合になります。

総事業費の話ですけれども、従前に報告しておりましたのは、連続立体交差事業に係る負担金は69億、先ほど言われたとおりでございます。それと関連側道が8億、合わせて77億という報告をしておりました。今回の15分の2の負担でいきますと、連続立体交差事業に係る負担金は、このままいきますと、69億であったものが43億、約ですけれども43億になる予定。それから、道路につきましては、先ほど8億と申し上げましたけれども、6億です。ですから、連立関連事業に係る負担金は、このままいきますと、約ですけれども、49億になる見込みでございます。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）財政調整基金の11月末現在での残高でございますが、15億2,201万9,804円でございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）連続立交のことでお伺いしますが、負担だけで、工事全体が縮小されたとか、あるいは変更されたということでこういう状況になったというようなわけじゃないんですね。もともとの工事全体の減少であるとか、あるいは海田駅が3階になるとかいう、そういう変更はなくて、負担の割合が変わったからこういう結果になったということですね。それを確認したいと思いますが、いかがですか。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）工事内容が変わったかどうかというお話ですけれども、当初の段階の海田町事業費291億というふうに従前にも議会の方ではご報告しているところでございますけれども、これの全体事業費そのものは324億に増えております。これは、先ほど言われたような、2階になった関係が一部ありまして、若干増えてますけれども、負担割合とすれば、先ほどの説明にあったとおりでございまして、減った結果43億。ですから、事業量は全く見直しがなされてないのかという質問であれば、今回精査をされて、若干増えてますよということになります。

○議長（河野）ほかにございませぬか。齋木君。

○6番（齋木）3項目あるんですが、非常に項目も執行残も多いし、集計金額をしとらんのんですが、そこらは、執行部として、執行残が多いが、どういう状況でそういうことになるのか、ご説明願いたいということと、私の調査不十分かもわかりませんが、議長や特別委員長、前田委員長らに三々五々で、任意協も終わろうとしておるんですが、県内、県外の視察、その他の資料も佐中議員の質問と関連するんですが、そこらが補正予算に組まれておらんので、十二分にそれがあるのかどうか、町長、その点が2つ目に聞きたいと思います。

それから、国も地方自治体も、もう12月ですが、3月末にどっと未執行の工事予算が出て、道路でも大変迷惑するということですが、その他の執行ということの残とか、補正予算に関連して、その3つをご説明願いたいと思います。以上でございます。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）今回の補正予算におきます減額の大きな要因につきましては、入札執行残等々でございまして、当然ながら、当初予算におきましては見積もり等して、ヒア

リング等行って、査定を行いまして、予算等計上したわけなんですけど、入札段階におきまして、業者の努力もありましょうし、社会変動の変更等ありまして、そういうことを加味しまして、今回にこのような減額が出たということでございます。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）県内、県外視察の予算の関係でございますけれども、議会事務局の方から、これにつきましては予算要望というのがまだ出ておりませんので計上していないということでございます。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）入札執行残でございますので、事業は予定どおり執行する予定でございます。3月に事業を出すとかそういったようなことはございませんし、執行、できる限り早い時期に執行残が出ればそれを精算していくということでございます。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）8番、西山です。9ページの老人福祉費の委託料で、先ほどの説明で、増減の金額等、明確に説明いただいたんですけど、人数的に増減は、各項目で増減がわかるのは報告いただきたいことと、この介護予防から要認定、要介護になって、介護保険制度に移行された人数がわかれば、報告をお願いしたいんですが。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それでは、人数の比較でございます。これ、当初予算比較になってまいりますので、ご了承ください。

まず1点目の、高齢者短期入所運営事業委託料の執行残26万2,000円、これでございますが、当初の見込みでは12人を予定しておりました。これに対しまして、6名の見込みでございます。これは、ちなみに1週間7日のご利用となりますので、総利用日数では84日の見込みに対して42日ということになるかと思えます。

続きまして、あんしん電話の入力パンチ料でございますが、登録料でございますが、これは当初年間で12回予定しておりました。これに対して大体2カ月に1回程度の6回ということで見込みを立てております。

次に、いきいきデイサービス事業の委託料でございます。56万3,000円の減額補正をしておりますけれども、これにつきましては、当初の利用者の見込みは、坂にあるたかね荘につきましては252名を予定しておりましたけれども、実績見込みでは237名を予定しております。また、海田温泉で実施しておりますデイサービスにつきましては、3,240

名を予定しておたけれども、2,925名になろうというふうに推測をしております。

また、配食サービス事業委託料でございますが、これは逆に73万4,000円ほど増額をしております。当初の見込みでは、年間の配食総数1万4,300食を予定しておりましたけれども、1万6,134の増額を予定をしております。

それと、在宅介護支援センターの運営事業委託料の執行残、これは減額の142万5,000円でございますけれども、これにつきましては、当初、社会福祉基幹型を社会福祉協議会の方に委託実施しておりますが、これを当初見込みでは1,249万9,000円を見込みしておりましたが、人件費等の精査をした結果、決算見込みが1,149万9,000円になろうというふうに計算をしております。また、それと地域型につきましては、エバグリーンホームと安芸地区医師会の方に委託しております。これにつきましては、実態把握加算、いわゆる2,701軒当たり訪問すればなりますが、これがエバグリーンホームが少し伸びなくて、312万円を予定しておりましたけれども、執行が286万4,700円程度になろうというふうに見込んでおります。

次に、ひとり暮らし老人の家事援助サービス提供事業でございますが、これは、当初計画では年間で840回の訪問件数を予定しておりましたけれども、利用実績等を考慮したところ、見込みでは660回程度になろうというふうに試算をしております。

老人保健福祉計画等についての21万2,000円については、これは執行残、入札残でございます。

それと2点目の、この利用者がいわゆる、これは基本的には介護予防をやっておりますが、介護保険に移行した人数をお尋ねでございますが、今、手元に資料がございませんので、またご報告させていただこうと思います。以上でございます。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）今、説明を受けましたけれども、当初の見積もりが利用料、利用者にしても、見積もり違い、当初予算の予算計上に少し甘さがあったのではないかということに対しては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）結果的に精算見込み等で執行残が出ておるわけでございますが、先ほど財政課長からの答弁もございましたように、私ども、昨年の実績をもとに精査します。それをもとに見込み推計を立てながら、予算ヒアリングを受けて予算の確定というふうになってまいる手続きを踏んでおりますけれども、そうした中で、基本的にはこ

の利用者数というのは、自分のご意思でなったり、例えば、配食サービスは非常に伸びております。これは非常に昨年度より伸ばしたのですけれども、また伸びておると。しかし、いきいきデイについては、実績をもとに組んだんだけど、少し予算よりも減っておるといような状況で、非常に見込みが立たない部分がございます。そうした中で我々は、せっかくの制度ですからご利用いただくように、いろんな機関を通してPRをやっておりますけれども、結果としてこういう状況になったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）14番、山岡ですが、21ページのふるさと館の委託料271万5,000円、この伝統行事の記録映像制作ができなかった理由ですね、ちょっと執行残になったということだけど、どういう理由でこれができなかったのか。これ、海田町にも一時ビデオテープなんか買ってから、盛んにそういう活動をされていたんですが、それ、今、全然活用されていないような気がするんですが、あれ、どういうふうになってるんですか。ただ買っただけで、今、あのまま倉庫に眠っとるんじゃないかという気がするんですが、その点について、ちょっとお願いします。

○議長（河野）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）伝統行事の映像制作の執行残でございますが、獅子舞につきましては、この団員の方のご家族にご不幸がありまして、秋祭りのときに、まだ獅子を舞う状況でないということで、今年度はそうした映像を残すという状況にないので、お断りしますということでした。

それから、火ともし祭りの方も宮司さんのご家族の方で、いろいろと今勉強してらっしゃる方がありまして、メンバーがそろわないということで、今年度はそうした記録を残すという条件に当てはまらないので、来年度にしてほしいということです。

ふるさと館の方では、海田町のそうしたものを残しながら、「海田物語」とあわせて1本を企画の方で制作していただいたものを常に見ていただく状況にしております。そのほかは、ライブラリーとして登録をしながら、要望がございましたら貸し出しをするということで、それはきちっと整理はしております。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）ちょっと済みません。資料の10の15ページ、工事請負費ですよ、6,480万。ちょっと資料の11に載っておる分と同じじゃないかと思っておりますので、これの説明を

お願いします。

多分、これ、町道6号線道路改良工事その4、8号線道路改良工事その3は、おたくがここへ出されておるこの資料のことじゃないかと思いますが、違いますか。出したんやったら、ちょっと説明してもらったら。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）資料11の説明をさせていただきます。

資料11につきましては、1ページ目をお開きください。9月議会で認定を受けました町道8号線道路改良工事その2に引き続きまして、今年度追加の補助採択の見込みが立ったため、15年度に予定していた唐谷川横断の下部工工事において、河川の渇水期である10月下旬から5月下旬までの時期に、河川工事である橋台工事を施工するものでございます。概要といたしましては、掘削、約2,800立米、橋梁下部工L型橋台2基を重力擁壁、ブロック擁壁等を施工いたします。

続いて、資料ページ2をお願いします。町道6号線道路改良その4、用地交渉の結果、12月下旬までに家屋の撤去が完了する予定であり、早期に工事施工を行い、交通の利便性と安全を確保するため年度内の完成を目指すものでございます。概要といたしましては、土工の床掘り約30立米、路肩のコンクリート47メートル、排水路口47メートル、舗装口440平米等を施工するものでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。中岡君。

○17番（中岡）歳入の4ページ、資源物売払金が751万1,000円、それから13ページの資源物回収奨励金496万3,000円、この金額の差が大きいんですけども、なぜこういう差が出るのか、説明をしてください。

○議長（河野）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）資源物回収奨励金と資源物の売払金の差額についてのお話ですが、資源物回収奨励金につきましては、売払い7品目のうち、スチール・アルミについては売払い金額から消費税額を差し引いた全額を回収奨励金の原資としております。そのほかの新聞・雑誌・ダンボール・布類・牛乳パックにつきましては、売払い金額から消費税額を差し引いた半額を回収奨励金としておりますので、その差額が出てきておるものでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。桑原君。

○4番（桑原）2点ほど、お願いいたします。

まず、補正予算全体のことなんですけれども、12月時期の補正予算を今まで見ますと、ほとんどが増額ということになってるんですよ。それが今回、めずらしく5,000万減額補正ということになっています。これは、今議員の方からいろいろ質問がありましたけれども、歳出面では執行残、確かに。それから、給与改定による歳出の減ということが出てくる。そこで、ちょっと心配なのは、減額はするんだけど、歳入の方は、外からの依存歳入みたいなものだけ減らしているわけですけど、町税であるとかそういうものについての見通しといいますか、それはどのように見ておられるのかということがまず第1点。だから、要するに、今年の12月補正というのは、今までとちょっと違ってあるんだけど、それは歳入による見通しが甘かったからというんですかね、ちょっと下がるんじゃないかというようなことから、こういうあれをなされたのか。それとも、歳出の方の面から予算の立て方が甘かったのかどうか分かりませんが、その辺のお考えを示していただきたいということ。

それからもう1つ、これは聞き漏らしたかどうか分かりません。財政調整基金の繰入金1億6,900万の給与改定の方に回されたというのがありましたけれども、項目ごとに内訳を教えてくださいということ。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）町税の見通しでございますが、現在、予算の約65%ぐらいの徴収が入っております。昨年度の同時期とほぼ同じぐらいのパーセンテージでございます。これからは、いろいろと法人税関係とかそういうものも、現在ではちょっと予測はしかねるんですけど、補正対応がどうかという、ちょっと微妙なところでございます。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）補正の関係でございますけど、補正と申しますのは、ご存じのとおり予算編成におきましては既定事実をもとに将来の見込みを踏まえまして予算を編成していくわけなんですけど、そのうち、年度途中におきましてはいろんな諸条件、災害とかあるいは施策の変更、あるいは制度の改正などにより、経費の過不足であるということで、今回につきましては、不用額が出たため、その額についての整理をしたということでございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）まず、ちょっと質問、違うんだな。地方税ばかりじゃなくて、税全体、歳入額全体のことをもう見通さないと大変でしょう。今、まだわからんなんていうのじ

やないでしょう。毎年やってることでしょう。そんなだから、遅れるんですよ。推計だ  
って遅れるんですよ。何をやってるのかと言いたいですよ。血税をみんな払ってるん  
でしょう。この補正予算を組むときに、そのぐらいのことは推定なさってるんじゃない  
んですか。そういうことをもう一度回答してください。どういうことでもって、補正予  
算を組むときに、これはちょっと下がるだろうというようなこと、今までの経験でわか  
るはずでしょう。まして、不景気なんですよ、今。法人税がどうかわからんなんていう  
のは、おかしいじゃないですか、今ごろ。それがまず第1点。

それともう一つは、財政調整基金の繰入額の内訳を、どこへどうするというの、今ち  
よっとおっしゃったじゃないですか。給与改定があったからとか何とか、そういうよう  
なことをおっしゃったから、そこに幾ら回したんですかというのを教えてくださいと言  
ってるのですよ。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）財政調整基金の振り分けの関係なんですが、今回につきましては減額  
補正もございますし、歳出の減額もございます。歳入につきましてはプラス要因もあり  
ますし、マイナス要因もございます。その関係を整理した後に、全体の中で精査した残  
りについて、財政調整基金で調整を図って、過不足についてそこでもって調整したとい  
うことでございますので、全体の中での調整です。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）法人税の現在のところ、ちょっと不確定で、ちょっとというところがある  
のが、12月の申告分と1月の申告というのが一番ウエートを占めておりますので、現在  
のところは、前年度に比しまして7%ほど落ちております。ただ、これがそのまま7%落  
ちるかどうかわからない。昨年度、その前の年度もそこら辺でちょっと落ちるかなとい  
うことで予測していましたが、同等ぐらいで入っておりますので、実際のところは少し落ちるかな  
というぐらいの確率でしか申せません。

○議長（河野）斎木君。

○6番（斎木）斎木ですが、桑原議員の関連質問で、政府と総務省の発表がこの補正予算  
に関係しておることですが、固定資産税の評価で国内の地方自治体で約4,000億の評価下  
げなきゃいけないから、4,000億ぐらい大体不足するんじゃないかと。県は早々と、とに  
かく530億ですか、500億円前後の財源が足りない、前年に対して、言っとるわけです  
よ。だから、14年度のこのたびの12月補正についての桑原議員と関連ですが、そこらの

見通しを立てて、この12月補正をやられたのか。そこらに関連してちょっとお聞きしたいと。以上です。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）先ほど国あるいは県の固定資産税の減少関係ということでございますけど、今回の12月補正につきましては、現段階で考えられる減額あるいは増額部分について精査した結果でございます。現段階での状況においては5,000万余りの減額、歳入についても減額すると。当然ながら歳出も減額するんですが、そういうような調整をした結果でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

まず、反対討論からお願いをいたします。佐中君。

○16番（佐中）第49号議案、平成14年度海田町一般会計補正予算（第3号）の提案に対して反対討論をいたします。

要旨は、昨日、条例のときに述べましたが、職員の給料の1人当たり1年間で約13万円の減は、公務員給与の引き下げはこれまでも低く抑えられました。また、このことによつて賃下げをさらに低く抑えることになります。このことが民間企業も含めた賃下げ競争の悪循環を招き、全体の賃下げ競争の激化を招くことになります。昨日も言いましたが、退職金にも大きく影響いたします。また、政府の方針でも、年金給付の2から3%を引き下げを目指すという、こういう方針でもあります。長引く不況を一層に深刻化させることになりすし、景気回復は国民の購買力をつけること、これがまず第1であります。民間企業と比べて高いという声もありますが、今まで低く抑えられております。また、民間が低いからと言って公務員も低くするというのは、全国の労働者の賃金をお互いに競争させながら低く抑えるという支配者の思惑どおりでございます。

私は、こういう趣旨から、この議案に対して反対をするものであります。以上です。

○議長（河野）続いて賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第49号議案について採決をいたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

第49号議案については、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野)起立多数と認めます。よって、第49号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野)日程第2、第50号議案平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加藤)第50号議案平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、水洗便所設備資金貸付金の利用者の増加に伴う貸付金の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1,405万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億461万4,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長(河野)庶務課長。

○庶務課長(新浜)それでは、平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

資料12、補正予算説明書の2ページをご覧くださいと思います。

歳出でございますが、まず最初に、総務費の一般管理費を594万3,000円減額するものでございます。内訳といたしましては、給与改定等による人件費を618万6,000円減額し、受益者負担金前納報奨金につきましては、前納された方が予想以上に多かったため、報償費を24万3,000円増額するものでございます。なお、給与費明細書につきましては、先ほど総務課長が説明いたしました一般会計に準じたものになっております。詳細につきましては、資料の4ページから6ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

次に、総務費の水洗便所普及費でございますが、貸付金を2,000万円補正するものでございます。水洗便所設備資金貸付金といたしまして、当初予算で7,000万円上げておりましたが、貸付制度の利用件数が予想以上に多く、7,000万円の枠内で対応することが難しくなっております。このため、2,000万円の増額をお願いするものでございます。なお、今後の利用見込みといたしましては、浄化槽廃止工事25件1,000万円、くみ取り便所改造工事15件750万円、大型浄化槽廃止工事1件250万円、合計41件2,000万円でございます。

次に、事業費でございますが、JR山陽本線横断工事に伴いまして、JRに工事委託する必要が生じたので、工事請負費から委託料に4,900万円、予算を組み替えるもの

でございます。

続きまして、1ページをお願いいたします。歳入でございますが、1,405万7,000円増額いたしておりますが、前年度繰越金を財源として予算措置するものでございます。

それでは、第50号議案をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,405万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ20億461万4,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。まず反対討論から。佐中君。

○16番（佐中）討論省略をいたしたいと思います。同趣旨なので省略したいと思いますので、採決に当たっては、起立による採決を求めます。

○議長（河野）討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論を終結いたします。これより、第50号議案について採決を行います。採決については起立によって行いたいと思いますので、賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。よって、第50号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第3、第51号議案平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第51号議案平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、退職被保険者等高額療養費の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1,007万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億3,161万7,000円とするものでございます。

内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）それでは、第51号議案、平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正

予算（第2号）についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。資料13の補正予算説明書をお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、保険給付費及び保険事業費の一部に不足が生じる状況となりましたので、ご提案するものでございます。

最初に歳出よりご説明申し上げます。2ページをお願いいたします。2款の保険給付費、退職被保険者等の高額療養費の負担金補助及び交付金の519万4,000円につきましては、退職被保険者等に係る高額医療費が大幅に増えたことによる予算措置でございます。

次に、出産一時金の負担金補助及び交付金の420万円は、出産件数の増加に伴いまして、一時金1件当たり30万円の14件分をお願いするものでございます。

次に、保健事業費の保健衛生普及費の負担金補助及び交付金の68万円につきましては、人間ドックへの検診件数の増加に伴い、1件2万円の34件分を予算措置するものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。まず、1款1項の国民健康保険税の退職被保険者等国民健康保険税、医療給付費の現年分でございます727万4,000円につきましては、退職被保険者の増に伴う課税額の増額を予算措置するものでございます。

また、8款繰入金の一般会計繰入金、出産育児諸費繰入金の280万円は出産件数の増加に伴い、先ほど一般会計の歳出予算の補正予算でもありました出産一時金30万円の3分の2を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ1,707万4,000円を予算措置し、歳入歳出予算を21億3,161万7,000円とするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第51号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第51号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第4、第52号議案平成14年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加藤) 第52号議案平成14年度海田町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

平成14年度海田町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ302万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億7,232万1,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願い致します。

○議長(河野) 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(青木) それでは、第52号議案の海田町介護保険特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料14の2ページの歳出からご説明を申し上げます。歳出の1款総務費、1項総務管理費の委託料でございますが、国は平成15年4月1日からの制度改正を行うため、現在介護サービスの報酬単価等の見直しを行っております。この制度改正に伴いまして、介護認定関連システムなどの改修を行う必要が生じたので、この業務に要する経費といたしまして、302万4,000円を増額するものでございます。なお、この事業は国庫補助対象事業で実施いたします。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の2目施設介護サービス給付費の負担金補助及び交付金でございますが、当初、月額平均で4,602万7,000円と見込んで予算措置を行ってございましたけれども、この3月から9月までの特別養護老人ホーム、老人保健施設などへの入所者に係る保険給付実績が、当初込み額を下回っておりますので、保険給付費のうち予算が不足する費目への財源とするため、このたび327万7,000円を減額するものでございます。次に、3目居宅介護福祉用具購入費の負担金補助及び交付金につきましては、腰かけ便座など福祉用具の購入が当初見込みを上回る見込みとなりましたので、54万円を増額するものでございます。次に、4目居宅介護住宅改修費の負担金補助及び交付金でございますが、家屋内の段差解消や手すりの取付けなどのサービス利用者が増加していることから、保険給付費の不足が見込まれるため、50万円を増額す

るものでございます。次に、5目居宅介護サービス計画給付費の負担金補助及び交付金でございますが、介護認定者のサービス利用意向が高いことから、保険給付費の不足が見込まれるため、133万8,000円を増額するものでございます。

次に、3ページの2項支援サービス等諸費の4目居宅介護サービス計画給付費の負担金補助及び交付金でございますが、要支援の認定者のサービス利用意向が高いことから、保険給付費の不足が見込まれるため27万円を増額するものでございます。

次に、3項その他諸費、1目審査支払手数料の役務費でございますが、レセプト件数の増加傾向によりまして、審査支払手数料の不足が見込まれるため9万3,000円を増額するものでございます。

次に、4項高額サービス等諸費の負担金補助及び交付金でございますが、高額介護サービス受給対象者の増加によりまして、保険給付費に不足が見込まれるため、53万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。1ページをお開きください。

4款国庫支出金、2項国庫補助金の事務費交付金でございますが、これは歳出のうち1款総務費の委託料でご説明をいたしましたけれども、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料302万4,000円に対する事務費交付金で101万9,000円を増額でございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金の事務費等繰入金でございますが、これは歳出の補正、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料302万4,000円に対して、国からの事務費交付金を除いた額を一般会計から繰り入れるもので200万5,000円を増額でございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。山岡君。

○14番（山岡）2ページの4の居宅介護住宅改造費の件でございますが、これ、恐らく年々増えてくるんじゃないかと思いますが、今回50万円の補正をされるわけですが、限度ですか、例えばバリアフリー関係の手すりとかいろんなことがあるんですが、それらの限度とか基準とか、どういうふうな判断をしてこういうなのをされるか。それに対して、例えば100万円かかれば、その中の3割の補助が出るとかというふうな説明をちょっとお願いしたい。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）まず、おふろ場とか廊下到手すりをおつけになる、あるいは家に入って階段、家屋内に入るための階段の段差解消を行うために1段設けるとか、そういったいわゆる改修工事が対象になりまして、限度額が20万円、これに対して9割分を保険者が負担するというので、つまり本人負担は1割でございますけれども、しかし、工事費が20万円を超えて例えば50万円かかったということになりましても、限度額が20万でございますので、20万円に対しての9割分、18万円しか町は負担しない。残りの差額についてはご本人が負担ということになるかと思えます。ただ、これの精査でございますが、このサービスをご利用になるときは、事前に一般的なサービスをお使いになるときは、居宅介護支援事業所、例えば町内であるならば、安芸地区医師会であるとか、あるいはエバグリーンの居宅介護支援事業所がご本人の要望を受けまして、こういった計画があるという計画書を出していただきます。その計画書をもとに、私どもの方で精査、これは対象になるよ、ならないよというような整理をしまして、一応事前承諾とするというようなシステムとなっております。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）8番、西山です。2ページの施設介護サービスが思ったほど入所されなかったということと、居宅介護の3、4、5は増加になっているということは、介護保険制度そのものの在宅介護という趣旨が少しずつ徹底して行って、この増減額になっているのか、また、施設入所が予算よりも少なかったということは、施設に入所したくても、入所する枠がなくて、待機が多くて、施設に入れなくて執行残になったのか。このバランスはどのように考えればいいことですか。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）現在、認定者数をこの3月から見てみますと、例えば年度が始まります3月に認定者数が532名でございましたけれども、約50名余り増えて585名になっております。それに対してサービスの受給者、これは施設の方が146名、これ、施設には特別養護老人ホーム、老健施設、それと医療がございます。これを3つ合わせて146名になっております。当初のときよりも微増しております。また、居宅でのサービスにつきましては、272であったものが、約30名ほど増加しておいて、サービスの利用傾向は高くなっております。特に在宅でのサービスの利用が高くなっております。そうした中で、施設でございますが、この施設の例えば特別養護老人ホームにつきましては、国の計画に基づいて整備をしていくわけでございますが、そうした中で、今、介護保険事業計画

の中では海田町では今のエバグリーンだけであって、今後、見直しの中で増設の計画を、今模索しておりますけれども、今の段階では、県下のとりわけ沿岸部につきましては待機者が多いというような状況になっております。ちなみに、今エバグリーンの待機者でございますけれども、海田町分で見ますと約60名ほどの待機者がございます。そうした中で、施設との関係、施設とのキャパシティとの問題がございまして、結果的には見込みよりも給付費が余ったというような現状でございます。

○議長（河野）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第52号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第52号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。45分まで。

~~~~~○~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続き本会議を再開いたします

日程第5、第53号議案平成14年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第53号議案平成14年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）。

平成14年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、給与改定及び人事異動による人件費を補正するもので、収益的支出を416万9,000円減額し、事業費用総額を4億8,548万7,000円とし、また、資本的支出を39万1,000円減額し、資本的支出総額を3億1,396万1,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜） それでは、第53号議案、平成14年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

資料15の1ページをお願いいたします。事業費用の営業費用でございますが、給与改定等による人件費の補正をいたしております。原水及び浄水費を4万7,000円、配水及び給水費を63万9,000円、総係費を348万3,000円、それぞれ減額いたしております。

続きまして、資本的支出でございますが、配水設備整備費を39万1,000円減額補正いたしております。これも給与改定等による人件費の減によるものでございます。なお、給与の明細につきましては3ページ以降に給与費明細書等を添えておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、53号議案をお願いいたします。

ただいまご説明いたしました補正によりまして、補正予算書第2条の平成14年度海田町水道事業会計予算第3条の予定額は事業費用を416万9,000円減額いたしまして、4億8,548万7,000円とし、また、補正予算書第3条の予算第4条の予定額は資本的支出を39万1,000円減額いたしまして、3億1,396万1,000円とするものでございます。なお、括弧中につきましては、資本的支出額3億1,435万2,000円を3億1,396万1,000円に、不足する額2億4,956万7,000円を2億4,917万6,000円に、建設改良積立金7,942万3,000円を3,521万8,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金4,381万4,000円を新たに加えるものでございます。次に、補正予算書第4条の予算第7条に定めた経費の金額、職員給与費を456万円減額いたしまして、1億1,972万6,000円とするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（河野） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第53号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第53号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議あります」と呼ぶ者あり）

○議長（河野） 異議があるようでございますので、これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。第53号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野)起立多数と認めます。よって、第53号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野)日程第6、同意第6号教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加藤)同意第6号教育委員会委員の任命の同意について。

教育委員会委員であります川野由紀美さんの任期が平成15年3月6日をもって満了となるため、引き続き同氏を任命いたしたいので、同意をお願いするものでございます。経歴につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長(河野)総務課長。

○総務課長(久保)それでは、同意第6号、教育委員会委員の任命の同意について、ご説明させていただきます。

教育委員会委員であります川野由紀美さんの任期が平成15年3月6日をもって満了となるため、引き続きお願いをしようとするものでございます。教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから町長が議会の同意を得て任命するものでございます。委員の職務といたしましては、地方自治法第180条の8の教育委員会の職務権限等の規定及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく内容で、教育に関するものを管理し執行するものでございます。委員の任期は4年でございます。

それでは、川野由紀美さんについてご説明いたします。生年月日は昭和25年12月26日、現在51歳でございます。住所は海田町寺迫1丁目6番32号でございます。川野さんは平成7年に教育委員会委員に就任いただいております、今回は3回目でございます。町の教育に関するものを管理し執行する任務に当たって適任であると判断し、同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長(河野)以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、同意第6号、教育委員会委員の任命の同意について採決を行います。お諮りいたします。

同意第6号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第7、発議第6号海田町議会議員定数条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。山岡君。

○14番（山岡）海田町議会議員定数条例につきまして、提案説明をいたします。

国の行政改革、地方分権の一環として、議員定数減、海田町におきましても、現在の20名から2名減の18名にする条例を提案するものでございます。施行期間等につきましては、皆様のお手元に配付しておるとおりです。よろしく願いいたします。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これについて質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論があれば許します。まず、反対討論を許します。岡田君。

○1番（岡田）議員定数削減条例案について、反対討論を行います。

地方自治法では、議員の定数を自治体の人口規模に応じて自動的に決定すると基準を定めています。この基準は住民の代表機能を十分に発揮できるように、人口規模、議会の運営を考慮して定められたものです。同時に、特例として議員定数は条例で特にこれを削減することができることになっており、地方自治法は議員の定数は基準に基づいて定めるのが原則精神です。減少はあくまで特例に基づいて行うものです。海田町は地方自治法では定数26であり、既に特例で6人少ない20人となっております。他の市町村が減らしているとか財政難だからの理由でこれ以上減らしてもよいのでしょうか。

今の地方政治は、財政危機を口実とした福祉や暮らしの切り捨てを、国の政治のもとでさまざまな問題が噴き出しています。町民の皆さんから、議員の数が多過ぎるといふ声も聞かれますが、この声は、もっと議員は町民のために活動すべきの声であり、議

員の資質が問われています。地方議員が減れば、確実に町民の意思が反映できなくなり、行政に対する監視機能も低下するのは明らかです。財政問題で言えば、議員は、税金がむだに使われていないか、不要不急のものはないかと、税金の使われ方を監視する役割があります。議会がちゃんと機能して税金の使われ方を監視すれば、何十倍の定数削減の効果があります。以上のことから、定数減少条例に反対をいたします。

○議長（河野）続いて、賛成討論があれば許します。国岡君。

○18番（国岡）賛成討論を行います。

今、反対討論の中で、住民の声は吸収されるのは議員は多い方がええというような反対討論でございましたが、私は、この狭い、13.8平方キロメートルの中、人口は3万でございしますが、無理に18名も20名もおらんでも16名で十分であると。それは多い方がええのはわかっておりますが、これも行革の1つとして、議員が、2人で約1,000万円近い金が減になりますので、1つの行革の一種として、当然18名で賄えると。チェック機能はできると、18名でできるという確信を持って、18名に賛成するものであります。以上でございます。

○議長（河野）ほかに討論がございしますか。反対ですね。桑原君。

○4番（桑原）私は、次に述べる4項目の理由から当面現行20名の議員定数に賛同するものでございます。

その第1は、現行議員定数20名を削減改正する場合、なぜ、その改正定数なのか、その考え方、見方についての論点でございます。20名を18名に改定するのであれば、なぜ2名を削減するのか。その根拠、論拠でございます。私の推察するところでは、従前の法定30名定数を現行20名定数に決定することに対して、今回、改定議員定数の上限が26名になったことに伴いまして、多分、比例計算上、計算しますと17.33になって、これは偶数定数でございますので、18名にされたものと推測しているものでございます。しかし、これは次の2項でも申し述べますけれども、行財政改革等への協力との関連からすれば、議員定数は少数であればあるほど効果的であります。だから、18名よりも16名、14名ということで、その方が効果的でございます。

これは、究極的には、少数であればあるほど効果的であるということ自体が、市町村各団体における議員の必要限界定数、最小限、幾ら必要なのかということに行きつく問題だと私は思うわけです。しかし、それは各市町村の人口規模なり行政環境、条件等がおのおの異なっておりますから、一律に定めることはできません。したがって、議員定

数については法定で今回のように人口規模による、人口規模別に上限のみを定めて、各市町村の適正議員定数は各自治体の人口規模、行政環境、条件等を考慮して定めるべく条例にゆだねたものと解釈しております。いずれにしても、法定から条例に議員定数を定めることに改めたわけですから、その意義を考えれば、この際、議会を中心として、住民の意見をもとに、住民の合意に基づいた条例化の検討を行うべきであって、算式等によって決定されるべき性格のものではございません。と私は考えるわけでございます。また、本改正に係る解説書等をよく見てみましても、住民の合意に基づき決定すべき事項であるというようになっております。

第2に、議員定数の削減に伴うコストダウンによる町の行財政改革への協力の観点からでございます。私は、この点について、今述べましたように議員定数においては少ないほど、その趣旨に、その効果が上がることになるので、必要最小限度定数まで行きつくことに、理論上、経験上なるわけでございます。これは、先ほど申し述べましたように、住民の意見をもとに議員定数を定めるべきものと言っても、現段階では、これは反省すべき点かもしれませんが、住民の意見、意向は把握されておりません。それは、あと第4の理由で述べます。

今回の改正で、議員定数の上限を超える自治体は、総務省の資料から見まして106団体に及んでおります。それが上限を超える結果になるわけでございます。そのことから考えますと、現行の海田町の議員定数の20名は、今までの法定定数30名に対して、10名分の定数削減による行財政改革の運用面について、コストダウンを図り、協力してきました。それと同時に、今回の改定の上限定数26名に対し、現行20名の定数を据え置いたとしても、6名分のコストダウンに協力している効果があったということになります。

第3番目、議員定数と報酬との関係から申し述べます。これからは地方分権の時代だと言われ、また、効率的な自治体運営の重要性が問われることになります。各地域での住民からの種々の要求、要望がなされてくると思われまます。その地域では議員に対してどのような役割を求めるかという住民の期待に応じて、先ほど1で述べました観点から、議員定数と報酬を決める必要があると考えます。ある解説書の例を引用させていただきますと、議員を専門家として遇するのであれば、少ない定数で報酬は高額となります。そうではなくて、生活観として住民の意見を求めるというのであれば、多い定数で報酬は少額という組み合わせになります。いずれにしても、市民の合意に基づいた条例化を行うべきだと私は考えます。

4番目、今回の定数関係を法定から条例化への移行改正は、平成11年7月、条文改正されたわけでございまして、土壇場といいますか、来年1月から施行されることになるわけでございます。したがって、この問題は田中前議長のと時から提案され、大方の意見が交わされてきたところでございますが、その後合併問題に追われ、住民の声、意見を聞いていないということは反省すべきことと、先ほども述べたところでございます。合併の時期は別にして、合併特例法適用期限までに合併することになった場合、議員定数を20名から18名に削減し、それ以上に削減したとしても、また、そのための常任委員会の委員定数を定める委員会条例の改正をしたとしても、合併が成立すれば、すべて日の目を見ないまぼろしの議員定数に終わる可能性大でございます。と私は考えるわけでございます。ですから、かかる状況下においては、当面、現行20名定数体制で移行し、もしも合併成立の場合、また、いつの日か議員定数の問題が再発した場合、そのときに住民の意見を十分に反映させて、これを決めればよいと考えるものでございます。

以上4点の理由から、当面現議員定数20名体制の継続を行うべきということで討論を終わらせていただきます。

○議長（河野）ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第6号について採決をいたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第6号は、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。よって、発議第6号は可決することに決しました。

次に、日程第8、発議第7号、海田町議会議員定数条例の制定については、すでに発議第6号で条例が可決されておりますので、発議第7号については否決されたものとみなします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第9、発議第8号、建築工事の分離発注を求める決議案を議題といたします。案文についてはお手元に配付しておるとおりでございます。

本案については、提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。

これより発議第8号について採決をいたします。お諮りいたします。

発議第8号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、発議第8号については原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第10、請願第1号、合併について住民投票条例の制定を求める請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については会議規則第85条の2第2項の規定によって、委員会に付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。したがって、請願第1号については委員会付託を省略することに決しました。

本件について、紹介議員からの説明を求めます。岡田君。

○1番(岡田) 合併についての住民投票条例の制定を求める提案をいたします。

広島市と海田町の合併問題が、町長の任期中という期限を区切って進められております。町民1人1人にとって、合併は大変重要な問題であります。町長が主導で行った町民説明会、あるいは合併アンケートは、全部の町民からの声を聞くものではありませんでした。町議会議員選挙では合併問題は大きな争点となっておらず、町民から合併についての賛否の付託は、議員は受けてはおりません。海田町の自治を守るため、合併問題の住民投票を進める会では署名用紙を持って町民の声を聞く活動を展開してまいりました。その中で、自分たちの意見を聞くことなしに合併が決まろうとしていることに対して納得がいかない、合併賛成の人も反対の人も、これから合併についてどのようになるのか不安だという声が多く寄せられております。広島市と合併をして、町民が受ける良い面、悪い面を数値で示し、説明も漠然としたものではなく、具体的に資料を提供すべきであります。

また、町長は合併が海田町にとって最良の選択と思われるのならば、独断で期限を決め、町民の意思を無視して、強行に合併をするのではなく、町民1人1人を説得して、そしてみんなの意見が反映できる住民投票を実施すべきであります。合併をしてもしなくても、町民が納得するように町政を進めるのが町長や町議会の仕事ではないでしょうか。海田町の存亡がかかわる重要な合併問題の可否を町民が決めることこそ民主主義を補完するものだと考えます。

以上の理由で、住民投票条例の制定を求める提案を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これについて質疑があれば許します。質疑、答弁は自席で行ってください。中岡君。

○17番（中岡）まず1点だけお尋ねをいたしますが、署名をつけて出しておられるということですが、この写しの分で1,673筆と書いてある1,673名の署名があったものというふうに理解をしておりますけれども、この署名を集める方法はどのような形で実行されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）この署名を集めた方法ですが、私たちは、この署名を集めるに当たって、海田町の自治を守るため住民投票を求める会というのを作りまして、この会によって、会あての署名用紙を入れた封筒を送りまして、それで、その中からこちらに返ってきたものでございます。それで、私が思いますのに、当初よく言われましたがこの会か代表者もよくわからないと、こういうようなことが言われましたけれども、私は、確かにそれはあると思うんです。しかし、自筆で名前を書きいただきまして、そして判こを押してもらった。こういうことが、やはり判こを押すということは、その人に自分の意思を預けるというふうに私は思います。やはりそういう方がこれだけおられると。だから、もう少し町民の声を聞いてくださいと、そういうふうな声の反映だと思っております。

○議長（河野）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論があれば許します。まず、反対討論からお願いをいたします。住吉君。

○13番（住吉）13番、住吉議員でございます。請願第1号に伴う住民投票条例の制定に反対の討論を行います。

議員の皆さん、一昨日より一般質問で町長の合併に対する説明不足とか情報提供不足が取り上げられておりますが、それは私ども議員に直接関係のあることではありません。住民投票条例は、我々の議会及び議員の地位、権威にかかわる重大な問題であります。したがって、軽々しく考え、判断を誤ってはなりません。私たち町議会議員は、それぞれ町民の皆様のご支持をいただいて、代表としてこの議会に籍を置いております。そして、常日ごろは町民の皆様方と親しく接して、町政に対するご批判、ご意見に真剣に耳

を傾け、それを集約して議会を通じて町政に反映いたしております。それが私ども議員の崇高なる使命であり、また、これが議会制民主主義の基本原則であります。それにもかかわらず、我々議員自らがこの住民投票条例を制定して、わざわざ町民の皆様に投票していただかなければ民意が把握できないとか、まとめられないというのでは、議員は何をしているのかということになります。そのような議会や議員は要らないということにもなります。したがって、私たち議員自ら住民投票条例を制定するということは、私たち議員として役に立っていません、地位も権威も自ら放棄をいたしますということを公に宣言し、議会を否定することになります。また同時に、議会制民主主義を根底から破壊する行為であります。

皆さん、我々はそんなに役に立っておらないのですか。また、そんなに働いていないのですか。そんなに墮落しているのでしょうか。いや、決してそうではありません。私たちは名誉ある海田町議会議員であることを自覚して、町民の皆様のご意見、要望を十分に吸収し、それを町政に反映し続けておることに誇りと自信を持っております。そして、活動し続けております。今後も、その決意を新たに一層の精進を続けてまいります。したがって、この住民投票条例の制定の必要は毛頭ありません。よって、住民投票条例に反対をいたします。討論を終わります。

○議長（河野）続いて、賛成討論があれば許します。斎木君。

○6番（斎木）6番、斎木貞暁でございます。私は平素、住民投票は海田町の場合はやっても恐れるな、立地条件が違うから、私は合併論が多数を占めるんじゃないかと思っております。

しかし、反対者のために、その人たちの意見を尊重して、住民投票があれば納得するんじゃないか。町民の少数意見を、私は尊重すべきだと思っております。そういうようなことで、私は平成16年の4月かどうか知りませんが、加藤町長が皆さんの質問があったように、一方的に、十二分に議会等を反映せずに、自分の任期で合併したい。こういうような突如、20年間経過されて、突如この声明をされたことであります。そのように私は多少の時間、経費がかかっても、今言いましたように、住民投票、町民投票をして、納得がいく住民投票、町民投票をされるべきだと思います。

なお、私は広島県の黒瀬町のように、いろいろそういうことを突破しても、結局町長の解職請求が出れば、出るかどうか知りませんよ、かえって混乱を起こすんじゃないだろうか。私は、5期務めている加藤町長さんに対して、そういうことがあったら、海田

町としても非常に情けないと。こういう考え方をっておるのでございます。そういう点から、私も広島県には最近、あるいは全国にも法定協で否決とか、住民投票の例もぼちぼち出ている状況もよく勘案した次第でございます。今のような、国内でも広島県でも、海田町のようなどんどん行け行け、どんどん行けというのは、マスコミの報道から、いろいろ調査しておりませんが、それ以来は。ないと思います、私は。さあ行けさあ行け、どんどん行けというのは。

私は先日も申しましたように、確かに、任意協の委員として承認いたしました。4回で、突き合わせの事務的なものを。それでも、この前意見を言うたように、そのとき活字で、積み残しはお互いに文書化されておらんのですよ。それを皆さん方の意見で、今から出そうじゃないかということで全会一致したような、どんどん行け行けというような状況でございます。私は、そういう意味において、全く海田町という町名はあります。しかし、町独自の予算、事業執行はもうなくなるわけです。それで、慎重にして、国が示しておる平成17年3月まででいいじゃないかということを主張しておるわけでございます。

以上、いろいろなことが申されますが、どうか、皆さん方も上下水道の予算も、こないだ耳にしたわけですが、町長をはじめ執行部は、皆さん方も広島市に統一するという変更になったわけです。それに対しても皆さん異論があるんですが、うそかどうか知りませんが、5,000万円で今の上水道、下水道の設備をしておられる、あ、そうか、それは合併の意思町長変わったのだな、延ばすんだなというように、私は感じる。ほんとに市に合併して、パイプラインを通すんなら、そんな無駄な経費をやることはないから、今申しましたように、はあ、合併、これ17年4月ごろやってんだろうというように、3月末にやってやろうという感もしておるわけです。

以上のようなことで、これ、私が直接聞いてるんじゃないよ。そういううわさを聞いただけで、報告は受けとらんだすよ。そういうようなことで、私は議員の皆さんも採決も無記名で実施していただくことをお願いする次第であります。

そういうことで、住民投票を賛成討論の一員として終わります。

○議長（河野）ほかに討論がございますか。中岡君。

○17番（中岡）中岡です。私は、この請願書に反対の立場で討論をしたいと思います。

先ほど、私がどういう方法で署名をされたのかという質問をいたしました。送ったというようなお答えをいただきましたけれども、実は、この署名については、もう既にご

承知と思いますけれども、合併についての住民投票条例の制定を求める請願者、請願趣旨、請願事項が書いてあります。ところが、団体の名前が書いてありません。今日この請願を出された代表者の名前は、海田町の自治を守るため合併問題の住民投票を求める会、代表者フジタアツヨシさんですか、名前が書いてありますけれども、この署名用紙には、そういう請願団体も代表者の名前も書いておりません。これは、普通、こういう署名をとる場合には、請願団体の名前であるとか、代表者の名前をつけて、しかも、1戸ずつ歩いて署名をすとか、また街頭で署名をすとかいうのが一般的なやり方であろうと思いますけれども、この署名用紙が、だれがポストに入れたか分からないような状態が無差別にポストへ放り込んである。したがって、私が住んでおる南幸町では、私がこの用紙を入れたぐらいに思って、家族全部の名前を書いて、紹介議員のところはあんたの名前を書いときゃええんじゃのという電話がかかりました。ちょっと待ってくれよというので、そこの家へ行って見せていただいたら、こういう署名用紙を見せられて、これはわしが入れたんじゃないよと。だれが入れたのと聞いたら、いや、だれが入れたかわからんけれども、ポストに入っておったというような形で集められた署名、しかも、私は署名を全部見ておりませんけれども、私がたまたま見た署名は、家族全部の署名が書いてある。したがって、お父さん、お母さん、子供。有権者じゃありませんよ。そういった有権者でない、いわゆる物事の判断がつかないような小学生の名前まで署名用紙に書いてあるということから判断をすると、ちょっとどうかなというような感じがいたします。

しかも、住民投票というのは、先ほど住吉議員が申されましたけれども、我々は滋賀県の米原市を研修をいたしました。そのときに、町長が4択で住民投票された。議会の中が4つの派に分かれて、それぞれ宣伝をして住民投票をやっておる。これは、幾ら何でも町の行政責任者も無責任だと思し、議会も無責任じゃないかと思うんですけれども、いわゆる議員としての責任を放棄したやり方じゃないかというふうに、私思うわけです。したがって、この合併問題については、非常に大きな問題ではあるけれども、議会制民主主義のルールにのっとって、我々が住民の意見を十分把握しながら、議員の責任として結論を出していきたい。これが私の願いであります。したがって、住民投票条例の制定を求める請願書については反対をいたします。以上です。

○議長（河野）ほかに討論がございますか。佐中君。

○16番（佐中）佐中です。住民投票条例の請願に対する賛成討論を行います。

先ほど、中岡議員がいろいろ団体の名前があるとかないとか、個人がどうのとか、あるいは中岡議員の紹介であるとか、いろいろ言われましたけれども、私が見る限りでは中岡議員の紹介というのは入っておりませんでした。たとえ入ったとしても、憲法に保障された請願権、団体であろうと個人であろうと法人であろうと、これは平等に扱って、同趣旨のそういう意思があれば、請願権として受け付けなければなりません。今、全国の各地で、主に合併について、少なからず住民投票が実施され、その多くは市町村の、そこに住む住民の意思で決定をされております。それは、その市町村という法人格を持つ地方自治体、これがなくなるという重大な問題を含んでおるからであります。また、憲法の地方自治原則について、市町村合併をどうするか最終決定と住民投票の関係については、その決定を住民投票に求めております。また、憲法第95条からすれば、市町村合併特例法で合併推進策が進められているもとでは当然のことであります。しかも、特例法の最近の改正の動きの中で住民発議による合併の法定協議会の設置の直接請求が自治体の議会で否決された場合は、都道府県の廃置分合や境界変更を中心に住民投票ができるという内容になっています。

これまでは原子力発電所の立地や大規模開発計画をめぐって住民投票が行われ大きな成果を収めてきましたが、最近では、市町村の存在そのものを問うような課題についてこそ住民投票が必要であり、町長そのものが積極的に取り組むところもあります。また進んでいるところでは、住民投票を常設として重大な決定をする場合は住民投票を実施しているところもあります。本来なら町長自ら積極的に実施すべき問題であります。この住民投票に関して、町民が合併に関する情報や知識を得て、さらに合併の論議がなされ、住民自ら合併そのものの是非を判断し、決定に参加するものであります。

町は7月アンケートを実施いたしましたが、対象者が少なく、また回収率も約半数でした。そのアンケートの結果で、合併の方が50%以上と判断をされておりますが、しかし、広島市の行き詰まった今の財政状況、あるいはそれ以後判明をした水道料金の30%、町営住宅の25%の引き上げ、県営住宅も22%の引き上げ、駅前自転車置き場は5,500円増、大型ごみ有料化、役場はなくなり、人気のよい保健センターの廃止や都市計画税は固定資産税の約3割から40%の増、事業者税は70社で1億9,000万円、平均316万円の増であります。商工会の補助は6年間で1,000万円が250万円になり、こられる情報も流さず、町長や議会が勝手に合併の手続きをしたら、後の祭りとなり、禍根を残すこととなります。住民投票というのは、町長が言う、また賛成討論にもありましたが、議会制民主

主義を否定するものではなく、むしろ補完をし、最終的にはどうしても議会の議決が必要であります。ぜひ実施する方向で賛成することをお願いをいたしまして、賛成討論を終わります。

○議長（河野）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

○1番（岡田）ちょっと発言をしてよろしいでしょうか。

先ほど、中岡議員がこの署名用紙……

○議長（河野）討論は終結しておりますので。

○1番（岡田）討論ではありません。中岡議員に対しての……

○議長（河野）発言を許可できません。

これより請願第1号について採決をいたします。この採決は、佐中君ほか1名から無記名投票にされたいとの要求が出ております。よって、会議規則第77条第1項の規定により、無記名投票で採決をいたします。

これより請願第1号についてを採決いたします。ただいまから議場閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○議長（河野）ただいまの出席議員数は19名でございます。投票用紙を配ります。念のため申し上げますが、本請願を採択することに賛成の方は賛成、採択することに反対の方は反対と記載してください。また、白票があった場合は、会議規則第79条の規定により、本請願を採択することに反対として取り扱います。投票用紙を配ってください。

（投票用紙配付）

○議長（河野）ただいま報道機関の方から撮影の許可をお願いしたいという申し出がございましたので、許可しております。

配付漏れはございませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（河野）異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

○事務局長（園山）1番、岡田議員。2番、西田議員。3番、渡辺議員。4番、桑原議員。5番、多田議員。6番、斎木議員。7番、堀間議員。8番、西山議員。9番、宮坂議員。10番、崎本議員。11番、原田議員。12番、前田議員。13番、住吉議員。14番、山岡議員。

15番、田中議員。16番、佐中議員。17番、中岡議員。18番、国岡議員。19番、加藤議員。

○議長（河野）投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）投票を終わります。これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に7番、堀間君、8番、西山君を指名いたします。立会人の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（河野）投票の結果を報告いたします。投票総数19票、有効投票19票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち賛成7、反対12でございます。

以上のとおり、反対が多数です。よって、請願第1号は不採択ということに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

（議場閉鎖解除）

○議長（河野）お諮りいたします。ただいま山岡君ほか11名から、発議第9号、海田町議会委員会条例の一部を改正する条例案が提出されました。これを日程に追加して追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、発議第9号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）追加日程第1、発議第9号、海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（河野）提出者より提案理由の説明を求めます。山岡君。

○14番（山岡）それでは、発議第9号、海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案の説明をいたします。

発議第6号で海田町議会議員の定数が18名となったため、各常任委員会の定数をそれぞれ6名とするものでございます。従来の総務文教委員会及び福祉厚生委員会の定数7名を6名とする改正を行うものです。なお、施行期日は平成15年1月1日で、次の選挙後はじめて招集される議会から適用されるものでございます。以上で提案説明を終わ

ります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これについて質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第9号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第9号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおりこれを決します。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上で、平成14年第6回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さんでございました。

午前11時52分 閉会